

[事案 28-206] 契約無効請求

・平成 29 年 7 月 14 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人の説明不備および契約内容についての誤認を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 6 月に募集代理店（銀行）の募集人を通じて契約した外貨建変額個人年金保険について、以下の理由等により、契約を取り消し、支払った一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に募集人から、3 年くらいで元本割れしない商品であるとの説明があった。
- (2) 募集人は、商品パンフレット等を使用して重要事項や注意喚起情報の説明をしなかった。
- (3) 募集人は、申込書や意向確認書の記入に際して、記載項目に関する十分な説明を行わず、「こちらに全てチェックしてください。」と言って記入をさせた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、3 年程度で 105 パーセントの目標に到達する可能性があることについて説明をしているが、3 年くらいで元本割れしない商品である等、将来の運用の成果についての断定的な説明は行っていない。
- (2) 募集人は、契約に際して、商品パンフレット等を使用して重要事項や注意喚起情報の説明をしている。
- (3) 募集人は、意向確認書の記入に際して、1 項目ずつ読み上げて説明している。保険代理店業務を行っている申立人が、商品内容を全く理解しないまま、意向確認書にチェックすることは通常ではあり得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明の不備があったとは認められないことから、申立人が契約内容を誤認したとも認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。